

法政大学社会学部同窓会会則

(名称)

第1条 本会は、法政大学社会学部同窓会（以下会と称する）と称する。

(事務所・所在地)

第2条 本会は、東京都町田市相原町 4342 番地、法政大学 3 号館(図書館・研究所棟)5 階、社会学部同窓会室に置く。

(目的)

第3条 本会は、同窓生相互の連絡を密にして親睦を深め、社会学部及び法政大学の発展のために活動することを目的とする。

(会員資格)

第4条 本会の会員は、法政大学社会学部卒業生、同大学院社会学専攻修了生、中央労働学園専門学校卒業生をもつて構成員とする。

- ① 同上の中途退学者については、協議の上会員としての加入を認める。
- ② 社会学部に関係のある教職員については、会員としての参加を歓迎する。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 会員名簿（卒業生名簿）の整備、及び発行に関する事業。
- 2) 同窓会会報の発行に関する事業。
- 3) 会員の親睦を深めるための諸事業。
- 4) その他、目的達成に必要な諸事業。

(総会)

第6条 本会は、年1回同窓会総会を開き、事業報告、決算報告、事業計画、予算計画の承認、第4条2項加入者の承認、役員・幹事の承認を行う。

なお、やむを得ず、総会が開かれない場合には、役員と幹事を構成員とする役員会をもって総会に代えることができる。

(名誉会長)

第7条 本会は、名誉会長として社会学部長を推挙する。

(顧問・常任顧問)

第8条 本会は顧問及び常任顧問を総会の推挙により置くことができる。

顧問は会の運営に功労のあった会員、もしくは会の活動に貢献しうる会員とする。

常任顧問は会の運営に功労があり、会の運営について適宜助言を行うことのできる会員とする。

(役員)

第9条 本会は、任期2年の会長1名、副会長10名以内、理事30名以内、会計監事2名及び幹事若干名を置く。役員任期は承認された総会から2年後の総会までとし、2年間の任期の途中で就任した場合の任期は残りの期間とする。

(役員会)

第10条 会長、副会長、理事、会計監事は役員会を構成し、会務を分担するとともに協力して会の運営に当たる。

役員会は、会長が適宜招集し、総会の方針を具体化し、実行する。

(幹事)

第11条 幹事は、ゼミ・サークル・クラス・学年及び地域等の意向を役員会に反映し会の運営に協力する。

(支部)

第12条 地域ごとの連絡を図るために地域支部を置くことができる。なお、組織・運営については別に定める。

(会費・会計年度)

第13条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもつてこれに充てる。

会費は原則として1年間3,000円とする。

会員の種別とその会費は別に定める。

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(会則の改廃)

第14条 会則の改廃は、総会に諮ることとする。

「付則」 本会則は、1989年3月25日の第1回総会における承認後、発効する。

- (1) 1990年5月19日の総会において一部改正。
- (2) 1994年10月15日の総会において一部改正。
- (3) 1995年6月21日の総会において一部改正。
- (4) 2004年7月10日の総会において一部改正。
- (5) 2006年7月8日の総会において一部改正。
- (6) 2008年7月5日の総会において一部改正。
- (7) 2015年6月13日の総会において一部改正。